

工事契約関係文書の紛失について

平成29年5月9日
県土整備部港湾課
県土整備部施設改修課

港湾課から施設改修課に依頼した工事において、個人情報等が含まれた工事契約関係文書を紛失しました。このことについて、次のとおりお知らせします。

1. 概要

(1) 紛失した文書

- ・工事関係文書一式（請求書、契約書等）
- ・支出伝票

(2) 経緯

平成29年4月26日、施設改修課が文書管理簿で各課からの文書の受取を確認したところ、当該工事に係る文書の受取が記録されていないことから、港湾課に連絡があり、文書が所在不明になっていることが判明した。直ちに両課の職員で文書を検索したが、発見できず紛失したものと判断した。

(3) 原因

関係文書の受渡しに際し、両課の間での確認が十分にとれていなかった。

2. 紛失した文書に含まれる個人情報等の内容

(1) 個人情報

- ・受注者の代表者氏名及び代表者印
- ・監理技術者1名の氏名、住所、本籍、生年月日、最終学歴、職歴 等

(2) 法人等情報

- ・受注者の社印、振込先銀行口座

3. 事故後の対応

受注者に対して、状況説明と謝罪を行い、支払に必要な契約書等を借受けた。
なお、工事の請負代金は、5月8日に受注者に支払われた。

4. 再発防止のための取組

- (1) 港湾課において、他の課へ合議をまわす文書は帳簿を作成して受渡しの状況を記録し、担当以外の職員が確認する。
- (2) 施設改修課においては、現行の文書管理簿の確認は、担当以外の職員が定期的に行うことをルール化する。